

令和元年度全国スポーツ少年団指導者協議会開催要項

1. 趣旨

全国的なスポーツ少年団指導者の相互情報交換・相互研修を通して、指導者自身の資質向上と、団活動・組織内指導活動のより一層の充実を図るため、各都道府県スポーツ少年団指導者代表による全国協議会を開催する。

2. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団

3. 後援

スポーツ庁（予定）

4. 期日

令和元年6月14日（金）・15日（土） 1泊2日

5. 会場

国立オリンピック記念青少年総合センター

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1 TEL：03-3469-2525

6. 参加者

日本スポーツ少年団に届出を行っている各都道府県スポーツ少年団指導者協議会等代表（1名）とし、代表が欠席の場合は、当該都道府県スポーツ少年団関係者の代理出席も可とする。なお、参加者は全日程参加可能な者とする。

7. 協議事項

- （1）日本スポーツ少年団「第10次育成6か年計画-アクションプラン2017-」について
- （2）スポーツ少年団指導者制度について
- （3）新運動適正テストについて（情報提供）

8. 日程

別添日程表参照

9. 経費

参加者には、下記基準のとおり経費を支給する。なお経費は、別紙旅費支給申請書の提出に基づき、協議会終了後、参加者の指定する金融機関口座に振込にて支給する。**（旅費支給申請書は、以前提出した方も、改めて提出すること。）**

また旅費支給申請書には、以下の経費の領収書等を添付し、閉会式終了時までに事務局に提出すること。

（1）交通費

参加者の都道府県庁所在地最寄駅を基点とし、当協会旅費規程に基づき支給する。但し、東京都は支給の対象外とする。**空路を利用する場合は、必ず搭乗証明書を提出すること。なお、搭乗証明書の提出期限は、6月28日（金）必着とする。**（空路の利用可否については、「日本スポーツ少年団旅費補助算出基準 都道府県起点駅」参照。）

また、埼玉県、千葉県、神奈川県の上3県については通いとし、2日間の交通費のみの支給とする。

（2）宿泊費

6月14日（金）に東京都内の宿泊施設（ホテル等）を利用した者に対し、**1泊税込8,000円を上限とし**、宿泊費実費を支給する。但し、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の4都県からの参加者については支給の対象外とする。

10. その他

- （1）5月31日（金）までに所定様式により出欠の届け出を行うこと。
- （2）会場までの交通手段および宿泊施設は各自で手配すること。